

伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び再資源化を計画的に促進するため、予算の範囲内において電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器（以下「処理機器」という。）の購入に対する補助について、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において処理機器とは、厨芥類の生ごみを電力で処理し、又は土中等の微生物の活動等を利用し分解させて、その量を減容化又は堆肥化するものをいう。ただし、圧縮又は脱水等の方法により発生した処理水を家庭排水管（下水管）等に直接に排出する機種の場合は、除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、現に居住している者

(2) 処理機器を居住場所に設置できる者

2 処理機器の補助対象数は、1世帯につき1台とする。ただし、コンポスターについては、1世帯につき2台までとする。

(補助金の算定)

第4条 補助金の額は、処理機器の購入金額の2分の1とし、電動式生ごみ処理機は30,000円、生ごみ処理容器は10,000円を限度とする。

ただし、補助金の交付は、予算の範囲内で行なうものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

3 第1項の購入金額には、処理機器を使用するとき最低限必要で本体と一括購入した基本材や微生物の購入代を含み、消費税、運搬及び設置の費用を含まないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（第1号様式）に処理機器の購入を証明する領収書等の必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、処理機器が破損し使用に耐えないと市長が認める場合を除き、購入費補助の対象となった処理機器が当該購入日から6年を経過しなければ再び申請することができない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請却下通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書(第4号様式)に必要な書類を添付して市長に請求しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付請求を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金を交付する。

(処理機器の使用)

第9条 処理機器を設置した者は、その処理機器を適正に維持管理し、長期にわたり継続して使用し、生ごみを減容し、堆肥化し、自己処理するものとする。ただし、自己処理できる限度を超えた成果物については、市が指定するものに処理を依頼することが出来る。

附 則(平成19年1月16日告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の際、現に提出されている伊勢原市家庭用電動式生ごみ処理機購入補助に関する要領(平成15年伊勢原市告示第77号)に定める様式による交付申請等は、この告示に規定する交付申請等とみなす。

附 則(平成28年3月28日告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の際、伊勢原市生ごみ処理容器補助金交付要綱(平成19年伊勢原市告示第2号)により補助を受けて購入した処理容器については、この要綱の第5条第2項の規定は適用しない。

3 この告示の際、伊勢原市生ごみ処理容器補助金交付要綱(平成19年伊勢原市告示第2号)により平成28年9月30日までに市のあっせんにより購入した処理容器については、なお従前の例による。

(伊勢原市生ごみ処理容器補助金交付要綱の廃止)

4 伊勢原市生ごみ処理容器補助金交付要綱は、廃止する。

附 則 (令和4年1月6日告示第2号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所 伊勢原市

ふりがな

氏 名

電 話

伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

品 名	
購 入 日	
購 入 業 者	
購 入 金 額	円 (消費税及び運搬費等を除く)
申 請 金 額	円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 取扱説明書（パンフレット等） <input type="checkbox"/>

補助金決定金額	円
---------	-------	-------	-------	---

※太枠の中は記入しないでください。

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付決定通知書

住 所 伊勢原市

氏 名

年 月 日付で申請のありました生ごみ処理機器購入費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 補助対象品の 品目
品目等 容量

2 補助金額 円

3 その他

- (1) 必要に応じて、使用状況の調査を実施します。
- (2) ごみの減量に努めてください。

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請却下通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました生ごみ処理機器購入費補助金については、次の理由により補助金を交付することができませんので通知します。

理由

※ この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

請求者 住所 伊勢原市
ふりがな
氏 名 ⑩
電 話

伊勢原市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協・金庫		支店・支所
種 類	普通・当座	口座番号	
ふりがな	-----		
口座名義人			

3 添付書類 補助金交付決定通知書の写し